

# 第4章

## 生活衛生課



生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

## 1 医事・薬事

### (1) 医療機関等の許可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。  
一般診療所・歯科診療所への立入調査を61件実施し、そのうち、診療用エックス線装置の監視指導は、26件実施した。  
また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、4件の立入調査を実施した。

### (2) 薬局等の許可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。  
また、医薬品等一斉監視指導を1回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

### (3) 毒物劇物販売業者等の許可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。  
また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

### (4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

### (5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品・洗剤等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

### (6) 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。令和3年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示のあった医療機関は2施設であった。

### (7) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理(回収)を行っている。

医事薬事関係施設数及び監視指導件数(表1-1)

(令和3年度)

業績		施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導		
		2年度末	3年度末							
病院		38	36	1	3	-	120	2		
一般診療所		383	388	18	13	-	292	36		
	有床	16	18	2	0	-	38	3		
	無床	367	370	16	13	-	254	33		
歯科診療所		282	278	10	14	-	168	25		
	有床	0	0	0	0	-	0	0		
	無床	282	278	10	14	-	168	25		
助産所		23	24	2	1	-	3	1		
	有床	2	2	0	0	-	0	0		
	無床	21	22	2	1	-	3	1		
衛生検査所		8	9	1	0	-	15	4		
施 術 所	あん摩マッサージ指圧、はり、灸	346	352	15	9	-	90	14		
	柔道整復	161	163	10	8	-	100	12		
出張施術業務者		307	309	9	7	-	16	0		
医業類似行為		0	0	0	0	-	0	0		
歯科技工所		86	86	1	1	-	2	1		
総数		1,634	1,645	67	56	-	806	95		
医 薬 品	薬局		231	233	10	8	38	1,265	144	
	販売業	店舗販売業	95	101	10	4	27	414	64	
		卸売販売業	42	41	1	2	3	32	7	
	薬局製剤製造販売業		11	11	0	0	1	1	3	
	薬局製剤製造業		11	11	0	0	1	1	3	
	麻薬小売業者		173	177	10	6	22	408	86	
	向精神薬販売業者		273	274	-	-	-	5	151	
	覚醒剤原料取扱薬局		231	233	-	-	-	30	144	
高度管理医療機器販売業・貸与業		173	174	13	11	15	138	54		
高度管理医療機器販売業		128	136	17	10	14	118	114		
高度管理医療機器貸与業		0	0	0	0	0	0	0		
管理医療機器販売業・貸与業		448	464	31	15	-	19	97		
管理医療機器販売業		812	823	31	20	-	80	97		
管理医療機器貸与業		3	3	0	0	-	0	0		
化粧品販売業		368	375	21	14	-	-	0		
医薬部外品販売業		368	375	21	14	-	-	0		
毒 物 劇 物	販売業	一般販売業	162	153	4	13	21	70	48	
		特定品目販売業	5	5	1	1	1	4	3	
		農業用品目販売業	6	6	0	0	4	6	10	
	業務上 取扱者	届出	電気メッキ業	1	1	0	0	-	1	1
			金属熱処理業	0	0	0	0	-	0	0
			運送業	0	0	0	0	-	0	0
		非届出	工場・研究所	60	60	-	-	-	-	4
			学校	142	142	-	-	-	-	0
総数		3,743	3,798	170	118	147	2,592	1,030		

医療従事者免許受付件数(表1-2)

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
2	総 数	722	23	8	114	38	11	353	46	15	23	1	7	30	53	0
3	総 数	<b>789</b>	<b>25</b>	<b>5</b>	<b>95</b>	<b>37</b>	<b>8</b>	<b>418</b>	<b>53</b>	<b>19</b>	<b>31</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>34</b>	<b>55</b>	<b>2</b>
	新 規	451	16	4	45	19	4	249	21	13	15	0	3	22	39	1
	籍訂正・書換	295	4	1	40	17	4	158	25	5	12	0	3	10	16	0
	再 交 付	35	3	0	7	1	0	11	7	1	3	0	0	2	0	0
	除 籍 (まっ消)	7	2	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

医療施設従事者年末届出件数(表1-3)

(令和2年12月31日現在)

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 助 准 健 産 看 師 師 護 師 師 師
件 数	9,904	1,232	428	1,676	498	99	5,971

\* 医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、2年ごとに調査を行っている。

## 2 薬物乱用防止対策

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用が若年層を中心に深刻な状況であることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会(以下「薬防協」)の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行うなど、市民に対して薬物の危険性等を周知し、薬物乱用の防止対策に努めている。

### (1) 薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された15名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

薬物乱用防止推進サポーターの主な活動(表2)

啓発活動等	活動内容
健康フェスタ	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。
薬物乱用防止ポスター・標語選考会(第一次)	都が主催する薬物乱用防止ポスター・標語事業に関して、八王子地区協議会作品の第一次選考会を行った。
いちょう祭り	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

### (2) その他の啓発活動

薬物乱用防止ポスター・標語事業の入賞作品をカレンダーとして作成し、市内小中学校・施設等に配付した。また、八王子駅南口総合事務所内にて入賞作品の作品展を開催し、市民に対して薬物乱用防止意識の啓発を図った。



令和3年度 薬物乱用防止「ポスター・標語」  
東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会選考入賞作品

会長賞

失うよ  
君の健康  
未来の夢  
浅川中学校 一年 澤村 望田

薬と人生  
どっちが大事?  
第10中学校 二年 鈴木 優梨花

2022 4 April 2022 5 May 2022 6 June 2022 7 July 2022 8 August 2022 9 September

佳作

薬物に落ちるな  
-NO DRUG-  
薬物に染れるな  
-NO DRUG-  
花上 結音

負けないで!!  
未来の自分のために  
断わる勇気を  
小島 聖来

この道に  
希望は  
NODRUG  
井上 龍基

少しだけ  
そんな心が  
命とり  
野原 裕友

薬物乱用  
君の心は君  
にしか守れない  
上橋 実空

やらないで  
こわれた君を  
見たくない  
野原 七海

一回だけ  
しない勇気と  
させない勇気  
自分を守ろう  
相手を守ろう  
後藤 唯乃夏

薬物乱用しないさせない  
みんなで知ろう!  
薬物乱用のおそろしさ  
鈴木 真矢

2022 10 October 2022 11 November 2022 12 December 2023 1 January 2023 2 February 2023 3 March

八王子市健康課・八王子市教育委員会

### 3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

#### (1)施設と監視指導

環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)(表3-1)

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	2年度末	3年度末				
総 数	6,165	<b>6,140</b>	107	132	433	632
理 容 所	300	<b>299</b>	11	12	15	92
美 容 所	749	<b>769</b>	59	39	142	231
ク リ ー ニ ン グ	286	<b>279</b>	9	16	13	24
内 訳						
一 般 取 次 所	88	<b>89</b>	3	2	3	16
公 衆 浴 場	198	<b>190</b>	6	14	10	8
内 訳						
普 通	38	<b>38</b>	1	1	17	41
そ の 他	3	<b>2</b>	0	1	1	3
旅 館	35	<b>36</b>	1	0	16	38
旅 館 業	66	<b>65</b>	2	3	27	64
内 訳						
旅 館 ・ ホ テ ル	58	<b>57</b>	2	3	23	53
簡 易 宿 所	8	<b>8</b>	0	0	4	11
下 宿	0	<b>0</b>	0	0	0	0
季 節 営 業 ( 再 掲 )	1	<b>1</b>	0	0	2	2
興 行 場	22	<b>22</b>	0	0	1	12
内 訳						
映 画 館	9	<b>9</b>	0	0	0	9
多 目 的 利 用 施 設	8	<b>8</b>	0	0	0	2
そ の 他	5	<b>5</b>	0	0	1	1
仮 設 興 行 場	0	<b>0</b>	0	0	0	0
プ ー ル	28	<b>28</b>	0	0	19	29
水 道 施 設	2,859	<b>2,824</b>	14	49	124	73
内 訳						
上 水 道		—				
簡 易 水 道		—				
専 用 水 道	33	<b>33</b>	0	0	15	34
簡 易 専 用 水 道	704	<b>693</b>	8	19	88	19
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	509	<b>504</b>	4	9	14	18
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	1,613	<b>1,594</b>	2	21	7	2
温 泉 利 用 施 設	11	<b>11</b>	0	0	2	9
墓 地 等	1,595	<b>1,589</b>	6	12	9	25
内 訳						
墓 地	1,579	<b>1,573</b>	6	12	8	24
納 骨 堂	15	<b>15</b>	0	0	0	0
火 葬 場	1	<b>1</b>	0	0	1	1
特 定 建 築 物	186	<b>191</b>	5	0	64	14
住 宅 宿 泊 事 業	25	<b>25</b>	0	0	0	18

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数(要綱に基づく施設)(表3-2)

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	2年度末	3年度末				
コインオペレーションクリーニング	79	83	5	1	1	6
コインシャワー	0	0	0	0	0	0
飲用に供する井戸等	625	625	0	0	2	0

(2)環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等(表3-3)

業種	検査	適合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)	
	施設数	施設数	施設数		適合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	71	71	0	71	71	0	0	0
美容所	133	131	2	133	131	2	0	2
基準							100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査(表3-4)

検査	空気検査						水質検査					
	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中	
					適合	不適合					適合	不適合
テトラクロロエチレン	9	9	0	12	12	0	1	0	1	1	0	1
基準		25ppm以下				基準		0.1mg/L以下				

公衆浴場の水質検査等(表3-5)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ属菌	遊離残留塩素
普通	3	2	1	23	22	1	0	0	0	1	0	0
その他	34	25	9	145	129	16	0	1	0	8	2	5
基準					5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	20Lux以上	検出されないこと	0.4mg/L以上		



### 宿泊施設の浴槽水の水質検査(表3-6)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
						レジオネラ属菌
2	2	0	6	6	0	0
基準						検出されないこと

### 興行場の空気検査等(表3-7)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
11	11	0	22	22	0	0	0	0	0
基準						0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/㎡以下	*

\*場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

### プールの水質検査等(表3-8)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
26	21	5	74	66	8	1	0	0	0	1	1	0	5	0
基準						5.8~8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/ml以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

### 温泉利用施設の水質検査(表3-9)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
						レジオネラ属菌
5	5	0	8	8	0	0
基準						検出されないこと

### 特定建築物の空気検査等(表3-10)

多数の人が利用する建築物のうち、事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等の用途に供される部分の延べ建築面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の特定建築物について、例年実施している室内空気環境測定等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数(延べ数)						
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理基準			17℃以上 28℃以下	40~70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1000ppm 以下	10ppm以下	0.1 mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm)以下

### (3)行政による水質検査

井戸等の水の実態把握のため、行政検査を行った。

井戸水の水質検査(表3-11)

検査数	適合施設数	不適合施設数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
			適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	全有機炭素(TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他(6項目)
40	36	4	36	4	0	2	0	0	1	1

### (4)衛生管理講習会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面講習を书面講習に代え、事業者へ講習資料の配付を行った。

衛生管理講習会(表3-12)

	対象	回数	内容	受講者数
1	プールの管理者	—	プールの衛生、安全管理について	—
2	子ども施設の管理者	—	小規模プールの衛生管理について	—
3	宿泊施設の経営者	—	新型コロナウイルス感染症の対応について	—
4	美容所の経営者	—	施設の衛生管理について	—
5	理容所の経営者	—	施設の衛生管理について	—
6	特定建築物の管理者	—	給水の管理について	—

### (5)苦情と相談

内容別相談件数(表3-13)

総数	営業関係				飲料水					その他
	*六法	その他(特定建築物含む)	住宅宿泊事業	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
663	385	169	8	562	48	19	10	19	96	5

\*六法:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

### (6)室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策(表3-14)

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	2	2	2	107	3	3	119
調査件数	0	0	0	3	0	0	3

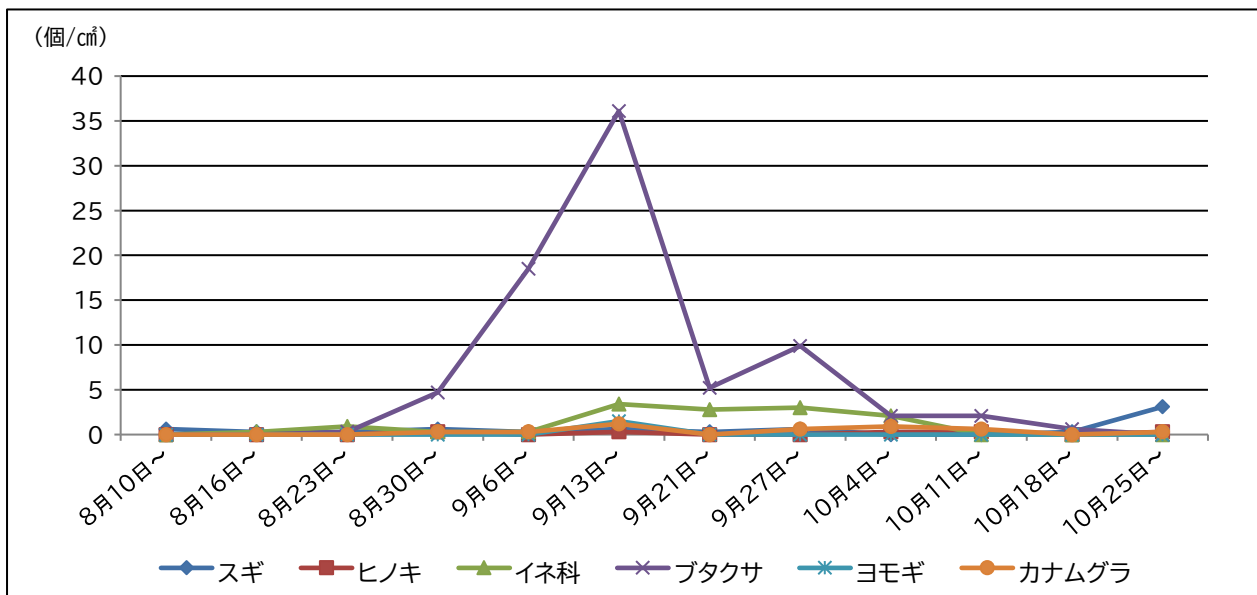
## (7) 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、6種(スギ、ヒノキ、イネ科、ブタクサ、ヨモギ、カナムグラ)の花粉の飛散数を調査した。

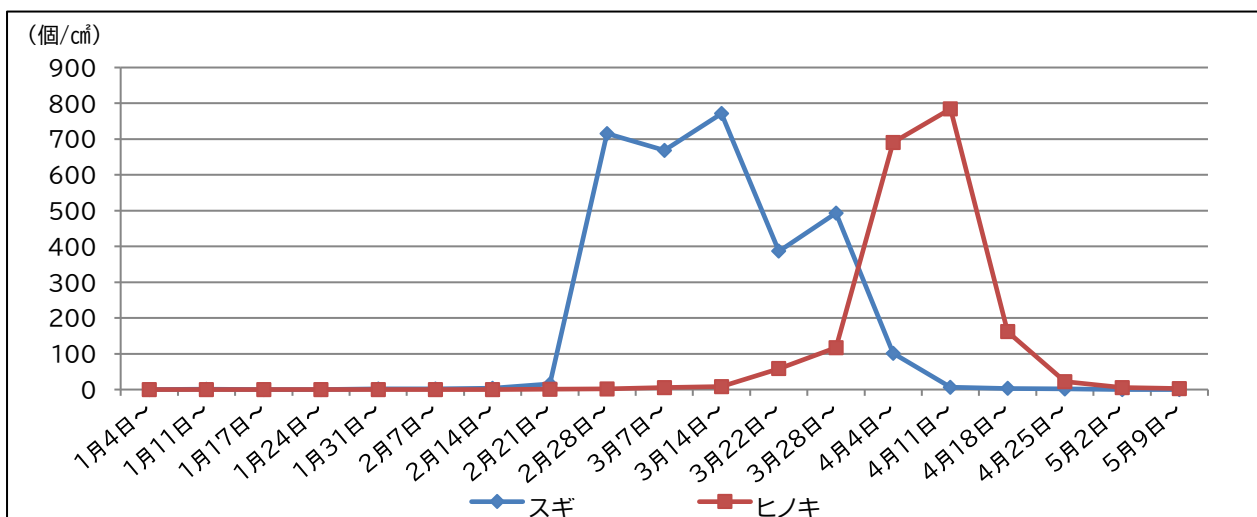
令和3年秋(令和3年8月10日から令和3年10月31日までの間)に実施した調査において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。(図3-1)

また、令和4年春(令和4年1月4日から令和4年5月11日までの間)に実施した調査におけるスギ花粉の飛散状況について、飛散開始日は2月25日であり、飛散数はヒノキ花粉飛散数の約1.7倍であった。(図3-2) さらに、令和4年春の八王子市観測点におけるスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は、昨年と同程度の5032.2個/cm<sup>3</sup>であり、平成25年から令和4年までの10年平均飛散数の約7割であった。(図3-3)

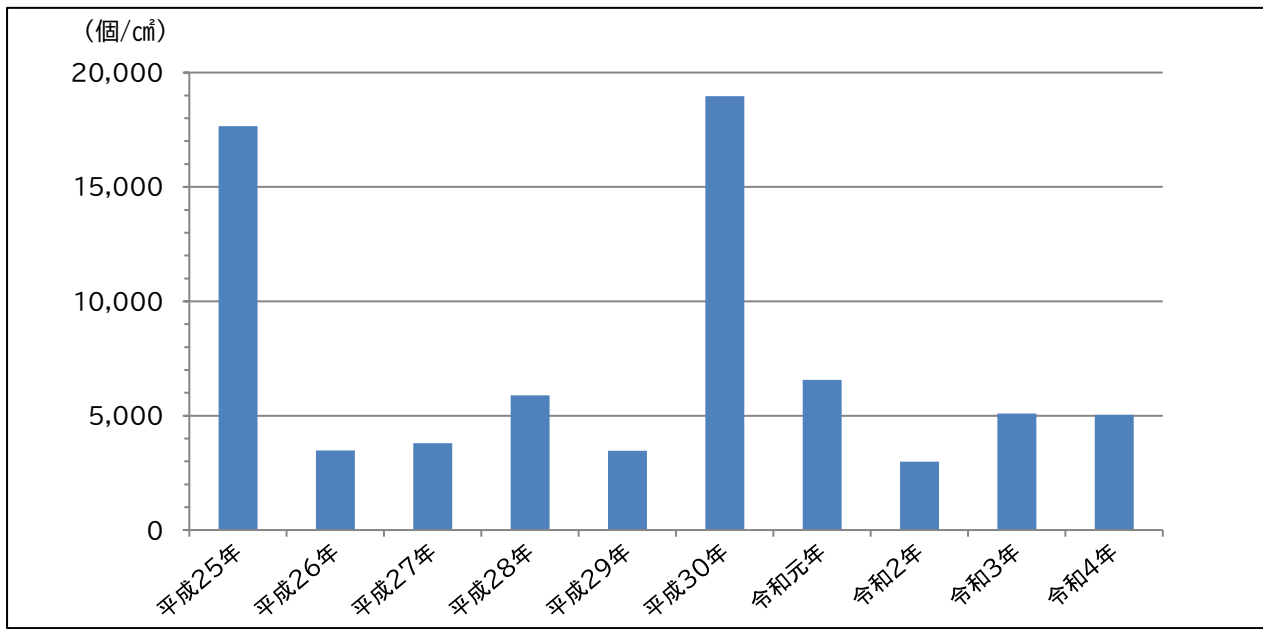
令和3年秋 八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数(週別)(図3-1)



令和4年春 八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数(週別)(図3-2)



八王子市観測点におけるスギ・ヒノキ合計飛散花粉数の推移(年別)(図3-3)



## 4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の取去検査を実施した。また、食品関係業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

令和3年6月1日に営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設が行われ、新たな業種による許可・届出制度へ移行した。改正前の食品衛生法に基づく業種を表4-1～4-3、4-5に計上し、改正後の食品衛生法に基づく業種を表4-6、4-7に計上している。

### (1) 営業施設、許可数、監視指導件数

#### 【改正前】食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

区 分	2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
合 計	8,142	5,448	199	96	2,893	672	
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	44	36	—	—	8	2
	バー・キャバレー	195	178	10	1	27	15
	一般飲食店	3,186	2,640	53	44	599	197
	民生食堂	—	—	—	—	—	—
	すし屋	104	83	2	1	23	12
	そば屋	87	71	—	3	16	6
	仕出し屋	49	35	2	—	16	6
	弁当屋	157	144	6	1	19	18
	そう菜店	125	108	4	1	21	19
	コンビニエンスストア等	4	2	—	—	2	—
	移動	4	4	—	—	—	—
	臨時	302	226	1	2	77	2
	許可ある集団給食	270	298	72	5	44	87
	自動車	165	145	5	—	25	5
	自動販売機	53	5	—	3	48	3
	天ぷら船	—	—	—	—	—	—
	屋形船	—	—	—	—	—	—
小 計	4,745	3,975	155	61	925	372	
喫 茶 店 営 業	店舗	73	62	1	1	12	2
	自動販売機	449	282	5	6	172	11
	自動車	5	5	—	—	—	—
	小 計	527	349	6	7	184	13
菓 子 製 造 業	パン製造業	175	156	2	5	21	15
	生菓子製造業	144	122	3	1	25	21
	その他の菓子製造業	328	288	9	2	49	28
	移動	—	—	—	—	—	—
	臨時	79	61	—	1	18	—
	自動車	55	40	1	—	16	1
小 計	781	667	15	9	129	65	
あん類製造業	3	2	—	—	1	1	
アイスクリーム類製造業	73	60	3	2	16	18	
乳処理業	—	—	—	—	—	—	
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—	
乳製品製造業	7	5	—	—	2	1	
集乳業	—	—	—	—	—	—	
乳 類 販 売 業	専業	25	—	—	1	25	1
	ショーケース売り	576	—	3	2	579	11
	自動販売機	219	—	3	2	222	4
	自動車	11	—	1	—	12	1
	小 計	831	—	7	5	838	17

区 分	2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
食肉処理業	16	14	-	-	2	3	
食 肉 販 売 業	一般	128	112	2	1	18	41
	包装	356	-	2	2	358	13
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	自動車	10	-	1	-	11	1
	小 計	494	112	5	3	387	55
食肉製品製造業	8	8	1	-	1	1	
魚 介 類 販 売 業	一般	139	110	2	2	31	49
	包装	326	-	3	2	329	11
	自動車	11	1	1	-	11	1
	小 計	476	111	6	4	371	61
魚介類競り売り業	1	-	-	-	1	-	
魚肉練り製品製造業	8	7	-	1	1	5	
食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業	冷凍業	16	14	-	1	2	13
	冷蔵業	9	-	-	-	9	-
	小 計	25	14	-	1	11	13
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	7	7	-	-	-	2	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	
氷 雪 製 造 業	冰雪製造業	-	-	-	-	-	-
	自動角氷製造機	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
冰雪販売業	3	-	-	-	3	-	
食 用 油 脂 製 造 業	動物性油脂	2	2	-	1	-	2
	植物性油脂	4	4	-	-	-	-
	小 計	6	6	-	1	-	2
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	
しょうゆ製造業	1	1	-	-	-	-	
ソース類製造業	4	3	-	-	1	1	
酒類製造業	3	3	-	-	-	-	
豆腐製造業	13	7	-	-	6	10	
納豆製造業	1	1	-	-	-	-	
麺類製造業	35	30	-	-	5	10	
そうざい製造業	62	54	1	1	9	16	
かん詰又はびん詰食品製造業	5	5	-	-	-	-	
添加物製造業	7	7	-	1	-	6	

【改正前】東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(表4-2)

区 分		2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	
				新 規	更 新			
食品製造業等取締条例等に関する営業	行商	弁当等人力	4	-	1	-	5	1
		菓子	20	-	-	-	20	-
		豆腐及びその加工品	-	-	-	-	-	-
		ゆでめん類	-	-	-	-	-	-
		アイスクリーム類	-	-	-	-	-	-
		魚介類及びその加工品	-	-	-	-	-	-
		小 計	24	-	1	-	25	1
	つけ物製造業	22	-	-	-	22	1	
	製菓材料等製造業	5	-	-	-	5	-	
	粉末食品製造業	12	-	-	-	12	1	
	そう菜半製品等製造業	6	-	-	-	6	-	
	調味料等製造業	34	-	-	-	34	2	
	魚介類加工業	3	-	-	-	3	-	
	液卵製造業	-	-	-	-	-	-	
	食料品等販売業	店舗	494	-	7	-	501	13
		包装	277	-	4	-	281	22
		包装(一時販売)	18	-	-	-	18	-
		自動販売機	95	-	1	-	96	1
		自動車	17	-	2	-	19	2
		小 計	901	-	14	-	915	38
卵選別包装業者	3	-	-	-	3	-		
総 計	1,010	-	15	-	1,025	43		
ふぐ条例 営業	ふぐ取扱所	40	35	11	-	16	36	
	ふぐ加工製品取扱施設	137	133	30	-	34	28	

\* 行商(弁当等人力を除く)の施設数については、「2年度末営業所数」は令和2年(2020年)12月31日現在の数である。

【改正前】東京都食品製造業等取締条例に規定する給食施設等(表4-3)

区 分		2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		350	-	2	352	6
集団給食施設	学校・幼稚園	91	-	-	91	5
	病院・診療所	23	-	1	24	-
	工場・事業所	3	-	-	3	-
	児童福祉施設	123	-	-	123	1
	社会福祉施設	83	-	1	84	-
	ボランティア給食	6	-	-	6	-
	そ の 他	18	-	-	18	-
	給食(届出以外)	3	-	-	3	-

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数(表4-4)

区 分	2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	3	-	-	-	8

【改正前】 八王子市食品衛生法施行細則第5条に規定する営業等(表4-5)

区 分		2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	
総 計		5,651	-	210	5,861	210	
許 可 を 要 し な い 食 品 製 造 業	製粉・精米・精麦業	111	-	14	125	14	
	つけ物製造業	30	-	14	44	14	
	その他の 食品製造業	一般食品	34	-	14	48	14
		乳肉食品	-	-	14	14	14
小 計		175	-	56	231	56	
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	676	-	14	690	14	
	乳製品販売業	703	-	14	717	14	
	アイスクリーム類販売業	850	-	14	864	14	
	野菜果物販売業	588	-	14	602	14	
	菓子(パンを含む)販売業	1,019	-	14	1,033	14	
	主食販売業	167	-	14	181	14	
	酒類・調味料販売業	384	-	14	398	14	
	その他の食品販売業	178	-	14	192	14	
小 計		4,565	-	112	4,677	112	
器 具 容 器 包 装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	-	
	食器具容器包装販売業	213	-	14	227	14	
	おもちゃ製造業	-	-	-	-	-	
	おもちゃ販売業	225	-	14	239	14	
小 計		438	-	28	466	28	
添加物製造業		-	-	-	-	-	
添加物販売業		473	-	14	487	14	
乳さく取業		-	-	-	-	-	



【改正後】改正後食品衛生法第55条に規定する営業(表4-6)

区 分		2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
合 計		-	1,065	1,105	-	40	1,165
飲 食 店 営 業	一般飲食店	-	694	734	-	40	768
	集団給食	-	61	61	-	-	63
	自動車	-	60	60	-	-	60
	簡易	-	9	9	-	-	9
	移動	-	2	2	-	-	2
	臨時	-	64	64	-	-	64
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-
小 計		-	890	930	-	40	966
調理機能を有する自動販売機		-	4	4	-	-	4
食肉販売業		-	20	20	-	-	25
魚介類販売業		-	25	25	-	-	32
魚介類競り売り営業		-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-
乳処理業		-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	一般	-	3	3	-	-	3
	自動車	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	3	3	-	-	3
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-
菓子製造業		-	71	71	-	-	77
アイスクリーム類製造業		-	1	1	-	-	1
乳製品製造業		-	2	2	-	-	2
清涼飲料水製造業		-	2	2	-	-	2
食肉製品製造業		-	1	1	-	-	1
水産製品製造業		-	1	1	-	-	2
冰雪製造業		-	-	-	-	-	-
液卵製造業		-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-
酒類製造業		-	1	1	-	-	1
豆腐製造業		-	4	4	-	-	6
納豆製造業		-	-	-	-	-	-
麺類製造業		-	5	5	-	-	6
そうざい製造業		-	21	21	-	-	23
複合型そうざい製造業		-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業		-	-	-	-	-	-
漬物製造業		-	3	3	-	-	3
密封包装食品製造業		-	5	5	-	-	5
食品の小分け業		-	4	4	-	-	4
添加物製造業		-	2	2	-	-	2

【改正後】 食品衛生法57条に規定する営業等(表4-7)

区 分		2年度末 営業所数	3年度末 営業所数	届出件数	廃業数	監視件数	
合 計		-	2,244	3,045	801	178	
営 業 届 出 業 種	旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業(包装)	-	156	343	187	4
		食肉販売業(包装)	-	181	374	193	7
		乳類販売業	-	512	833	321	14
		氷雪販売業	-	2	3	1	-
		コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	-	146	171	25	-
		小 計	-	997	1,724	727	25
	販 売 業	弁当販売業	-	22	25	3	2
		野菜果物販売業	-	42	43	1	14
		米穀類販売業	-	23	23	-	-
		通信販売・訪問販売	-	5	5	-	-
		コンビニエンスストア	-	207	217	10	31
		百貨店、総合スーパー	-	96	112	16	27
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動 洗浄・屋内設置)及び営業 許可の対象となる自動販売機 を除く。)	-	194	211	17	1
		その他食料・飲料販売業	-	319	345	26	29
	小 計	-	908	981	73	104	
	製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第 13条第1項の規定により規 格が定められた添加物の製 造を除く。)	-	-	-	-	-
		いわゆる健康食品の製造・ 加工業	-	5	5	-	1
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	-	12	12	-	-
		農産保存食料品製造・加工 業	-	2	2	-	-
		調味料製造・加工業	-	5	5	-	2
		糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
		精穀・製粉業	-	10	10	-	1
		製茶業	-	6	6	-	-
		海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
		卵選別包装業	-	2	2	-	1
		その他食料品製造・加工業	-	17	17	-	1
		小 計	-	59	59	-	6
上 記 以 外 の もの	行商	-	4	4	-	-	
	集団給食施設	-	254	255	1	41	
	器具容器包装の製造・加工 業 (合成樹脂製に限る)	-	4	4	-	-	
	露店、仮設店舗等における 飲食の提供うち、営業とみな されないもの	-	1	1	-	-	
	その他	-	12	12	-	2	
	小 計	-	275	276	1	43	
計	-	2,239	3,040	801	178		
公衆衛生に与える影響が少ない営業		-	5	5	-	-	

## (2)食品検査等

### ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

食品別収去検査(表4-8)

項目		合計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
食品分類										
2年度総数		169	167	2	99	97	2	70	70	-
3年度総数		<b>179</b>	<b>179</b>	-	<b>108</b>	<b>108</b>	-	<b>71</b>	<b>71</b>	-
魚介類等	魚介類	5	5	-	5	5	-	-	-	-
	魚介類加工品	15	15	-	8	8	-	7	7	-
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		12	12	-	10	10	-	2	2	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	5	5	-	2	2	-	3	3	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	6	6	-	6	6	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	2	2	-	1	1	-	1	1	-
	野菜類・果物及びその加工品	27	27	-	16	16	-	11	11	-
菓子類		32	32	-	20	20	-	12	12	-
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	14	14	-	7	7	-	7	7	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	1	1	-	-	-	-	1	1	-
その他の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料	12	12	-	3	3	-	9	9	-
	そうざい類及びその半製品	34	34	-	22	22	-	12	12	-
	上記以外の食品	14	14	-	8	8	-	6	6	-
添加物	別表第1の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\* 検査項目について

#### 細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

#### 化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

## イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業(すし屋、弁当屋等)や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査する。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行う。なお、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止した。

食品・器具・手指の検査(表4-9)

年度	区 分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
2	総 数		-	-	-	-	-
3	総 数		-	-	-	-	-
	内 訳	手指	-	-	-	-	-
		調理器具	-	-	-	-	-
		食品	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	

### (3)食中毒

#### ア 食中毒発生状況

令和3年度(2021年度)は2件の食中毒事件が発生した。

食中毒発生状況(表4-10)

総 数		内 訳				
2年度	3年度	発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数
5件	2件	令和3年6月19日	飲食店営業	厚揚げ野菜の あんかけ煮	ウエルシュ菌 (Hobbs3型・毒素産生性)	37名/94名
		令和4年2月13日	集団給食施設	当該施設が 調理した食事	ノロウイルスGII.4	14名/55名

### イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査(表4-11)

事件数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病因菌検出状況	
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出
		非発病	発 病				
9	10	2	8	2	2	-	

(4)苦情・相談等

苦情処理件数(表4-12)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
2	143	6	9	2	7	38	38	12	9	-	-	22
3	100	2	17	2	2	25	32	6	6	1	-	7

\* 食品衛生業務報告書に記載した件数

相談件数(表4-13)

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
18,248	10,176	8,072

(5)講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況(表4-14)

年度	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
2	回 数	-	4	2	6
	受講者数	-	40	122	162
3	回 数	-	4	1	5
	受講者数	-	161	11	172

(6)調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4-15)

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
2	総 数		181	13
3	総 数		185	11
	内 訳	免許申請	149	10
		免許証書換交付申請	11	-
		免許証再交付申請	25	1

(7)縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4-16)

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	5	363

## (8)化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数(表4-17)

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
2	年度末施設数等	1	-	1	5
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-
3	年度末施設数等	1	-	1	5
	施設に関する苦情処理件数	-	-	-	-

## (9)保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

### ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設※1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を年間6回開催した。

給食施設数(表4-18)

年度	総数	学校	病院	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	矯正施設	寄宿舍	事業所	給食センター	その他
2	407	118	36	8	1	41	111	12	1	16	32	2	29
3	407	118	35	8	2	41	111	12	1	16	32	1	30

※1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況(表4-19)

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
2	総数	個別指導延べ施設数	447	289	55	103
		(再掲)巡回指導	9	6	1	2
		集団指導 実施回数	2	・	・	・
		延べ施設数	17	5	0	12
3	総数	個別指導延べ施設数	409	243	45	121
		(再掲)巡回指導	43	25	4	14
		集団指導 実施回数	6	・	・	・
		延べ施設数	193	128	7	58

栄養管理講習会実施状況(表4-20)

	開催日	対象	テーマ	講師名	参加施設数
1	7月7日	全給食施設	【圏域研修】健康的な食生活の実践の促すナッジの活用について	帝京大学大学院 福田 吉治氏	59
2	11月16日	児童福祉施設等	【実務講習会合同開催】(1)市内の食中毒事例とその対策、食品衛生法改正に伴う届出制度について (2)巡回指導からわかる施設の状況、HACCP制度について	(1)食品衛生監視員 (2)栄養指導員	36
3	11月18日				32
4	2月9日	全給食施設	【圏域食育講習会】 これからの食育～社会情勢に対応した食育活動をすすめるために～	東京家政学院大学 會退 友美氏	64
5	2月22日	病院・高齢者福祉施設	【実務講習会合同開催】(1)市内の食中毒事例とその対策、食品衛生法改正に伴う届出制度について (2)巡回指導からわかる施設の状況、HACCP制度について	(1)食品衛生監視員 (2)栄養指導員	11
6	2月25日				11

### イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導(表4-21)

年 度	区 分	業 者 指 導(件数) 食品関係業者等
2	個別指導延べ施設数	12
	(再掲)巡回指導	0
	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0
3	個別指導延べ施設数	11
	(再掲)巡回指導	2
	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0

虚偽誇大表示禁止に係る監視指導(表4-22)

年 度	立入件数	指導品目数
2	2	0
3	1	0

収去検査(表4-23)

年 度	検査種類	検体数	良	不適正疑い	備考
2	栄養成分表示	4	2	3	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養機能食品	2	-	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
3	栄養成分表示	3	2	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養成分表示	4	-	4	市内事業者へ確認指導を行った。



## 5 動物衛生

### (1) 狂犬病予防・動物愛護

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射(表5-1)

年度	鑑札交付数	年度末登録数	注射済票交付数
2	2,579	28,099	20,537
3	2,865	27,324	20,444

\* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬・猫の引取り及び処分の状況(表5-2)

年度	犬							猫						
	引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数			引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数		
	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③の引取り後死亡	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③の引取り後死亡
2	0	25	24	2	0	0	0	0	39	0	39	0	0	0
3	0	22	22	0	0	0	0	0	113	0	113	0	0	0

負傷動物等の収容及び処分の状況(表5-3)

年度	犬							猫						その他	
	負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			収容数	処分数	
				切でない	①譲渡が適切	②飼養できる動物				③の引取り後死亡	切でない	①譲渡が適切			②飼養できる動物
2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	
3	1	0	1	0	0	0	6	3	0	1	0	2	0	0	

\* 殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

動物による事故及び苦情件数(表5-4)

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬							猫						その他			
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	内訳							内訳									
総数	放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他						
2	26	26	1	1	314	35	36	1	18	92	2	51	79	450	27	30	87	23	16	267	22
3	30	30	0	0	246	25	24	2	19	108	3	41	24	309	61	32	56	5	6	149	13

## (2)動物愛護の推進

例年、適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」の実施、また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数(表5-5)

年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
2	-	-	-	10
3	1	-	1	6

八王子市動物愛護推進員活動実績(表5-6)

委員	5人
連絡会開催	1回

八王子市動物愛護推進協議会(表5-7)

委員	9人
協議会開催	2回

## (3)飼い主のいない猫(野良猫)対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5-8)

区分	令和2年度			令和3年度		
	単価	件数	助成額	単価	件数	助成額
不妊手術	6,000円	277件	1,662,000円	7,000円	372件	2,604,000円
去勢手術	3,000円	233件	699,000円	4,000円	348件	1,392,000円
計		510件	2,361,000円	計	720件	3,996,000円